

# 長寿医療制度の保険料についてお知らせ

○普通徴収（納付書払い）の方へ、保険料の納付のお願い

## 保険料は大切な財源です

長寿医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。

みなさんの納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに、医療費の大切な財源となります。ぜひ納期限内の納付にご協力ください。

**納付書で納付される皆様へ！**

保険料の納め忘れはありませんか？  
もう一度！確認をお願いいたします。

○被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までにお送り（または窓口交付）します。

○障害認定について

新たに障害者手帳等の交付を受けられる65歳以上75歳未満の方が、長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続を行ってください。

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

○75歳の誕生日を迎えられた月における医療費の自己負担限度額について

75歳の年齢到達により長寿医療制度に加入された月の医療費の自己負担限度額は、誕生日前の医療保険（国保や社会保険など）と長寿医療制度のそれぞれにおいて、2分の1とするよう見直されました。

## 特別徴収と口座振替の選択制について

長寿医療制度の保険料のお支払いについて

☆4月から「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります☆

長寿医療制度の保険料につきまして、口座振替でのお支払いをご希望される方は、役場住民福祉課または由岐支所住民室の窓口へお手続きください。

2月5日（木）までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、平成21年8月から口座振替によりお支払いいただくことになります。

（お支払いいただく保険料の総額は変わりません。）

※上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、平成21年6月分以降の年金から中止させていただきますのでご了承ください。

<ご注意くださいこと>

- 1 手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要ですので、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③長寿医療制度の保険証をご持参ください。
- 2 本人以外の口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。
- 3 次に該当する方は、口座振替が認められません。
  - ① これまでの国保の納付実績等により後期高齢者医療の保険料の納付が見込まれない方。
  - ② 口座振替において振替不能になった方。（年金からのお支払いに戻ります。）

【お問い合わせ先】 美波町役場住民福祉課 ☎77-3614 由岐支所住民室 ☎78-2212